

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

今期の四年間を振り返ってみますと、宇陀地域の方々から見て特に厳しい期間でした。政権が公共投資に消極的であっただけに、あつという間に宇陀地域の建設業界はガタガタになってしまいました。宇陀においては、数少ない雇用の場であるだけに残念でした。また、過疎化をより具体的に人口減少という文字で表現されたことで、地域の寂しさがあらわになってきました。そのうえ災害が発生し、田舎へ行くほど都会との格差が開いているように思えてなりません。そのような地域だからこそ、将来の生活がどのようなようになっていくのか、真剣に考えてみたいと思います、以下数点の質問と要望をさせていただきます。

まず、今年が、基礎の基礎をつくることになるであろうマイナンバー制度の現状と奈良県としての取り組みについてです。

政府は、永年の課題であったマイナンバー制度を法制度化しました。制度が必要であると叫ばれた最初は、昭和五十五年の税制改正に関する答申によるグリーンカードの導入を提案した時にさかのぼりますが、理解を得るに至りませんでした。しかしながら、その後、住民記録システムのネットワーク構築目的として、「改正住民基本台帳法」が成立し、住民基本台帳ネットワークが全国一斉に稼働するようになりました。しかし住民票コードは何度でも変更可能でありましたし、行政運用上でも必ずしも大成功したとは言えない現実だと思われれます。

しかしながら、今や情報化時代となりその積極的な運用の潮流は大きなうねりです。今日、国はもちろん人口の少ない小さな村においてもコンピュータを使つての情報処理が当然のこととして行われています。

時代は変化し、国民一人一人に番号を付与し、行政事務処理の正確さ、迅速性を高める制度としてマイナンバー制度を導入に至りました。

さて今回定められたマイナンバーについてありますが、自治体からの広報誌で説明されたりしていますが、具体的なイメージが十分伝わってきていません。マイナンバー制度は、具体的にはどのようなことが行われるのでしょうか。

マイナンバー制度の必要性を決定的にした住民基本台帳は、すべての国民が意識しなくても良い制度でありましたが、マイナンバーは、すべての人が番号を意識せざるを得ないものだと思います。

います。

一人の人間のゆりかごから墓場までマイナンバーがついてまわることになる制度であるだけにこの制度について十分な理解を深めなければならぬと考えています。

まず、マイナンバーは、全国民を対象にするため、国自身が築く部分があると思いますし、国と奈良県と市町村がそれぞれ、築く部分があると思います。そして、すべての人に番号をつけた後、行政はどの分野で、どのような利用をすることになるのでしょうか。

既に、情報処理に詳しい関係者によると、このマイナンバー制度をうまく利用する自治体とそうでない自治体には格差が生じる。各自治体で積極的な導入についての取り組みが必要であると述べられています。

また、市民生活の中で、生活のそれぞれの場面で今利用している国民健康保険や年金の番号はどのようなになりますか。

そこで、総務部長にお伺いします。制度の導入に向けて、国や地方はどのように準備し、本県はどのように利用しようとしているのかお答えください。

次に、行政がマイナンバーを利用することで導入効果があるのは当然として、県民一人ひとりにとってどのような利便性があるのでしょうか。

また、マイナンバー制度を導入するからには、県民にとって有用なものでなければならぬのは言うまでもありません。

マイナンバー導入は、県民の立場から県民の目線からどのような利便性があるのかお答えください。

マイナンバー制度のようなコンピュータシステムは、一度システムを構築すると違うシステムへの乗り換えが困難であったり、不具合が生じたときの対応に苦労する場合がありますので、導入時の十分な事前調査が必要です。

このシステムを導入し運営を進めるのは、平成二十八年度と聞き及びますが、それまでの期間、導入の行程は、いつごろどのようにされようとしているのかお示しくください。

以上三点についてお答えください。

次に、人口減少とまちづくりに関連して

増田寛也元総務大臣は、人口減少の時代を取り上げ奈良県においても講演をされているので、関係者の認識は深まったと思います。特に過疎地域を抱える奈良県は、私たちは、人口減に対応しながらどのような施策を講じるべきなのでしょう。

安倍総理は、地方から活力を引き出そうとハッパをかけています。国も奈良県も、やる気のない地域には助力をしない。ばらまきのような交付金は出さない。自ら計画を打ち立てよ。特命大臣まで任命され、地方の活気を促そうと努力されているその気持ちはよくわかります。

そして、今が、まさに地域が今後発展していけるかどうかのおおきな分岐点であると思われる。私たちの奈良県の視野は、どこまで広げることが必要でしょうか。観光に関して、奈良を訪れた外国人の人たちの目には、私たちの姿はどのように映っているのでしょうか。また、国内の観光客に何を提供すべきなのでしょう。

奈良市やその周辺には、材料がゴロゴロと転がっているように思えますが、奈良県の東部は、素材があっても産業につなげるに至っていないように思えます。室生寺とアート・アルカディア。そして、曾爾村の屏風岩や県境にいたる溪谷の春秋の景色は見事なものがありますが、道路インフラ整備は十分ではありません。それは、陳情し続けている道路です。今まで大勢の方々が来ていた観光地が、観光バス会社によって見放されない様になければなりません。県内観光地間を周遊できるよう、観光バスの運行できる道路整備について格段の努力をもっと進めていただきますようお願いします。

そして、私たちの東部は、農林業の地帯です。第一次安倍内閣の時、宇陀市森林組合に導入された木材加工の先進技術といわれる「うだウッド」は、三連式熱圧ロールを用いた熱圧加工（圧密加工）技術により、表面だけ硬く丈夫にし、杉・檜の柔らかさ・温かさを残しながら、なめらかで光沢のある丈夫な製品を生み出しました。しかし、需要は、充分ではありません。

政府は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を制定し木材の利用促進に努めています。

そこでお尋ねいたします。奈良県では、これを受けて「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」を策定されましたが、これまでどのような取り組みをされてきたのでしょうか。

北海道林産試験場は、「北米、北欧に見る木造建築物の高層化技術」と題してカナダ、スウェーデン、の技術を紹介し今後の木材の利用促進を図っています。

今年六月に改正された建築基準法では、木造建築関連基準が見直され、建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている三階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができるとしています。

《(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかもまのぶお》氏は、農林中金総合研究所の機関誌の中で、次の【・・・】内のように述べています。

【高層ビルの木造化についても展望が開けてきた。CLT (Cross Laminated Timber) 技術の開発・実用化により、木造で中高層のビル建設が可能になったのである。CLTとは、ひき板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着したパネルで、一九九〇年代からヨーロッパで実用化が図られてきた新しい木質構造用材料である。ヨーロッパでは、すでに中高層建築物や大規模建築物などに採用され、急速にCLTの生産量が増加している。CLT工法の特徴は、①施工がシンプルで工期が短い、②断熱性に優れ、高い省エネ効果がある、③大量に木材を使用する、などが挙げられる。国内においては「国産スギCLTパネル構造」の実験で、十分な耐震安全性を有していることが確認されたという。

林野庁は、ロンドンやバンクーバーで開かれた五輪の関連施設に木材が利用された事例を挙げ、二十年東京五輪でも競技場などの関連施設に国産木材を積極的に利用することを提案している。CLT関係法令を整備し建築例を蓄積することにより、選手村をはじめ多くの関連施設の木造建設がCLT工法によって実現することを期待したい。

「職場は木造の高層ビル」、は夢ではなくなった。今勤務しているビル(コープビル…十一階建て)が建て替わるときには、CLTによる木造ビルに建て替えてほしいと思うのだが、どうだろう。」

このように、農林中金も今後の木材利用に期待されています。

また、奈良県と並び森林産業の名高い岐阜市では、岐阜大学医学部跡地に、「岐阜メディアコスモス」という図書館を中心とする複合施設で木質の材料の大屋根がつくられつつあります。注目されているこの建物も今後高い評価を得られることでしょう。そして、議場に配布させていただきました地元新聞の切り抜きは、この数日間の中で、二つの事例を紹介されています。

これらの事例をご提示しましたのは、奈良県の中でも積極的な具体策を示されるようお願いしたいからです。最近の奈良県の施設として出来上がったのはスイムピア奈良です。素晴らしい施設になって喜ばしいことですが、木質利用推進の立場から見るともう少しご努力をされたい感を抱きます。そして、近いうちに、新しい取り組みをされる事業予定がいくつかありますが、もっと大胆に木材の利用を進めていただきたいと願っています。

そこで農林部長におたずねします。今後の取り組み方について強い決意で臨んでいただきたいと思います。今後奈良県が取り組まれる大規模プロジェクトなどへの木材利用についてどのようにお考えなのでしょうか、

また、奈良県は、奈良県産材を使用した住宅助成制度をつくっており、県産材の利用を促すことを勧めています。その制度の諸条件の中で、部材使用量については、構造材5立方メートル以上になっていますが、昨今の住宅建設は新築より増築もしくは改築の割合が多く、もう少し規定を緩めていただきたいとの希望する声が届いています。奈良県産木材の使用率を高めていただけるようご検討をお願いします。

次に、森林環境税の継続と森林環境税を使った森林整備についてお尋ねします。

本県の森林環境税と同じような税制は、すでに多くの地方自治体で取り入れられています。奈良県では県民一人当たり、五百円を負担していただいておりますが、他では七百円であったり、壱千円のところもあります。また、この税制は、五か年に限られた制度で、来年度末までとして運用を進めています。この制度の財源によって、林内の整備をはじめ、荒廃する林地の整備をすることで自然界の水循環環境の整備や、山の斜面崩壊につながる土砂流失を少なくするため有効な手立てを講じることができました。また、森林の持つ機能を理解していただくための林業について市民への啓発活動など有効な役割を果たしているかと理解しています。

私は、この森林環境税は、今後もその制度を継続すべきだと思っておりますし、現在、県民の理解を得られていると思います。また、五か年という限定も無くしてよいと思っております。

そこで、農林部長にお伺いします。県内には、まだまだ荒廃した森林があると思われませんが、森林環境税を活用した施業放置林の整備は、現在どの程度進捗しているのか、また、税の継続も含め、今後、どのように取り組んでいこうとお考えなのでしょうか。併せてお伺いいたします。

さて、古くて新しい地域の悩みをお聞きください。それは田畑の獣害です。鹿は季節を問わず道路に出没し、人を恐れなくなりつつあります。家の軒下の菜園の作物を根元近くまで食べられ、悔しがる声を幾たびも聞きました。

そして先般、御杖に出かけた際、サルの群れに遭遇しました。その群れは二十頭を超える集団でした。国道を横切り、通過する車を避けながら安全に注意しながらサルが移動していく姿を見ると、この野獣との対決は容易でないことがよくわかりました。奈良県は獣害を少なくするための方策をいくつもとっていますし、その成果は議会に報告され、理解しているつもりですが、被害の悩みは絶えず、益々、増加しているように思います。

イノシシ、鹿、サル、アライグマ等の有害獣の頭数削減にもっと有効な手立てを講じていただきたい。そして、サルの頭数削減は難しいといわれますが、追い払いだけでは被害を減少させることはできないと思いますがいかがでしょうか。サルを東から西へ追い払い、また西から東へ追い払う。これではサルの集団に振り回されているに過ぎません。たとえば、サルの集団を三重県に追い出したとしても近いうちに再び戻ってくるだけの事でしょう。強い決意で対処策を講じることを望みます。有害獣の頭数削減に、どのように取り組まれるのか農林部長の答弁を求めます。

次に、猟銃保有者が、銃刀法における銃の所持許可を更新するためには、特例措置もあります。が、射撃の技能講習を受けなければなりません。国内のほとんどの道府県には公設または民設の射撃場がありますが、奈良県にはどちらもありません。

有害獣の頭数削減を図るためには、県内に射撃場をつくるべきと思いますが、どのようにお考えなのか、農林部長に伺います。

さて、県営水道の宇陀市室生地区への水道管敷設、いわゆる室生ブランチが完成したとお知らせがありました。かねてより関心を以って進捗状況を見守ってきましたが、完成できたことを喜んでいきます。

県営水道の施設整備の中で、宇陀市室生地区への水道管の布設、いわゆる室生ブランチは、どのような働きをするのかお尋ねいたします。

宇陀市が合併して九年になりますが、市民が口にする水道水は、合併前と同様、多くは、地域

毎の簡易水道に依存してきました。従って、規模も小さく、また、水源も降雨状況に左右され、不安と隣り合わせでした。

今回の室生ランチの整備で、地区内のこのような不安は解消すると聞いており、宇陀市における県営水道の整備は、おおむね整ったと思えます。

なお、室生ランチについては、先日竣工しましたが、宇陀市はもちろんのこと、県営水道区域全体としても、最後の県営水道の区域拡張であったのかと思われます。

そこで、新たに整備された県営水道の室生ランチの概要と、あわせて室生地区に県水を導入することによって、宇陀市にどのような効果、メリットがあるのか、水道局長にお伺いします。

次に、宇陀市室生多田地区にある産業廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。

この処分場は、平成十四年に埋め立てが終了しておりますが、その後、これに関係していた二社の業者のうち一社が破産し、もう一つの業者が民事再生となったことから、県は、平成二十一年十二月に「最終処分場緊急特別対策検討委員会」を設置し、その検討結果をもとに、事業を継続している民事再生業者には是正指導を行ってきたと聞いています。

この是正指導により、処分場から出る放流水の水質改善や法面の安全対策が一定図られたと聞いておりますが、地域で生活されている住民にとっては、まだまだ納得のできる状況ではなく、この処分場を管理している業者が、対応できる能力を持っているのか、大きな懸念を抱いています。

処分場さえなければ清流であったはずの小川に、処分場内で汚れた水が流れ込んでるのは事実であります。法定基準を何とかクリアしているから、それで良いというのではなく、やはり地元としては、処分場が出来る前の清流や緑の山林を復活させてもらいたい。昔のようなきれいな水で農作物を栽培したいというのが切なる願いであり、そこに暮らす人々の当然の権利であると考えます。

これまで、私は地元の代表の方々と一緒に、県の担当者との議論を重ねてきましたが、県は地元の現状をしっかりと受け止めて、この対策に取り組むべきと考えます。

そこで、景観・環境局長にお尋ねします。今後この処分場の対策をどのように取られるのか、お答えください。

最後に、宇陀川流域下水道事業と宇陀土木事務所についての感謝の気持ちを申し上げます。宇陀川流域下水道につきましても、今般、県が引き続き効率的・効果的な流域下水道の運用と県営水道の重要な水源である室生ダムの水質保全のため、大和川上流域下水道と宇陀川流域下水道の統合手続きを進めるとの報告をいただきました。関係市町村のご理解とこれまでの関係者の皆様のご尽力に対しまして感謝の念が堪えません。引き続き統合に向けての諸作業を進めていただきたいと思います。

また宇陀土木事務所につきましては、引き続き維持管理や災害対応、改良工事に関する事務は、菟田野地域事務所に移転する宇陀土木事務所に残されるとの報告をいただきました。これまでと同様に地域の安全・安心な暮らしが維持できるものと期待しておりますので、再配置に際しまして円滑な移転等作業を進めていただきたいと思います。

以上課題を申し述べさせていただきました。課題解決への道筋をお示しいただきますよう、期待いたしまして、壇上からの質問を終わります。